

平成27年度第3回法律学教育FD/ICT活用研究委員会議事概要

- I. 日時：平成28年3月18日（金）14:00-16:00
- II. 場所：私立大学情報教育協会事務局会議室
- III. 出席者：加賀山委員長、執行委員、高嶋委員、吉野委員（スカイプ参加）、井端事務局長、森下主幹、中村事務局員

IV. 検討事項

- 1. 市民の立場から法律を理解し活用できる法学教育の実現に向けた取組み
上記を実現するためのオープンな教育方法の具体的なモデルの検討
- 2. 今後の研究の進め方について
- 3. その他

V. 議事概要

1. はじめに

事務局から資料の説明と従来の議論の経過、本日の検討課題が説明された。

2. 東京工業大学のリベラルアーツ教育（資料5）の検討

主な意見

- ・ ここにいう立志プロジェクトとは、社会貢献する能力を自ら発見し、自らの目標に合わせて学習を進めることを意味しており興味深い。就職、高齢化社会、子育てなどの社会問題に自分はどのように対応するのか。
- ・ 一つの試みとしておもしろい。4年間を念頭に置いた大系である点は私情協の考え方と同じ。ただし、東工大の授業は大学の中にある資料に限定されているが、私情協は学内にとどまらず、社会に開かれた授業を念頭に置いている点において異なる。
- ・ アクティブラーニングでは、学生が主体的に自分の頭で考えていく能力を涵養することが重要。
- ・ 問題を発見し、問題を解くことを学生が主体的に行える環境が重要。

3. 吉野委員のご提案資料の検討（授業モデル案、資料7の2頁目）

タイトル案：「市民に開かれた立法政策フォーラム」

目的：3つの目的がある。①学生の問題意識、発想力、分析力、論証・説得力の育成。
②立法への参加意識の涵養。③立法政策案を提示することによる社会貢献。

教育方法：資料①～⑤を参照。⑥以下を適宜追加していただきたい。

教育スケジュール：具体的には、資料7の2頁～4頁参照。

主な意見

- ・ リアルタイムで、市民に開かれた場で授業を行うと、発言内容によっては萎縮してしまう参加者がいるのではないか。自由な発言が行き過ぎると、大きい社会的批判を受けるの可能性もある。リアルタイムであることの必然性を検討することが重要。利点と欠点がある。何人かの部外者を予め選択して参加してもらうという方法もあり得る。マスメディアが作成した資料を使うのも良い案であるが、メディアや登場人物の許可をもらうことは容易ではない。
- ・ ゼミは教員の属人的授業なので、ゼミを使うよりも、むしろ様々な学生に授業の枠組み作成を委ねてはどうか。
- ・ 教員だけではなく、他の専門家を引き込める体勢が必要であることを考えると、むしろ副専攻的な授業形態はどうか。
- ・ 少なくとも問題作成過程は市民に開かれていた方がよいのではないかと思う。

- ・ (a)案, (b)案, (c)案の中では, 問題作成過程を含めて学生に委ねる(c)案が最もアクティブラーニングの目的に適合しているのではないかと。
- ・ 大学の土俵を使って, 学生が様々な社会問題を自分の問題として考えることができる枠組みを用意すべき。学生と教員, 学生と社会人, 学生と各種専門家, 学生と事業者との相互交流が可能となる場が望ましい。
- ・ 京都産業大学では, 来年度から, 法教育総合センターを立ち上げ, 各種の専門家や市民に開かれた場として機能させる予定である。
- ・ 成人年齢18歳という課題については, その必要性, 社会的意味をまず検討してもらうべき。
- ・ 同性婚の問題は家族の在り方を考える良い機会になる。医療, 遺伝子等。
- ・ 女性の問題意識を反映させるのも重要。
- ・ 学生全員が最初から関与する必要はない。試行の一つとして小さい規模でも始めることが重要。
- ・ フォーラムが, 優秀な学生にとって魅力のあるものでなければならない。

4. 来年度の課題

- ・ 今年度のとりまとめを分野横断型、学生主体の学びの視点も入れて加賀山委員長にまとめてもらう。その際に図を添付する。(まとめ作成は4月5日頃までにA4 1枚程度)
- ・ 来年度は2回程度の委員会で作成する。その後、対話集会(9月頃)の中に法律学も入り、議論を進める。
- ・ 次回までの課題
今日の議論を踏まえた上で、「授業モデル案」をもちよって、次回は、具体案を検討する。

VI. 次回日程

2016年年4月22日(金) 14時からに決定した。